

山口市角地買取り事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で快適な生活環境づくりを推進するため、住民の理解と協力により狭あいな道路を拡幅整備する山口市角地買取り事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路及び建築主事がこれと同等とみなす道路をいう。
- (2)後退線 法第42条第2項の規定によりみなされる道路の境界線をいう。
- (3)後退用地 狭あい道路の現境界線と後退線との間にある土地をいう。
- (4)角地 幅員4メートル以上の道路と狭あい道路が接続する街区の角にある敷地及びこれに準ずるものとして市長が認める敷地をいう。
- (5)隅切り用地 幅員4メートル以上の道路と狭あい道路が接続する隅の部分に設ける次に掲げる土地をいう。
 - ア 隅角が60度を超え120度未満の角地の場合は、当該隅角を挟む辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分の土地
 - イ 隅角が60度以下の角地の場合は、当該角地の隅を頂点とする底辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分の土地
- (6)敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地をいう。
- (7)建築物 法第2条第1号に規定する建築物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。
- (8)工作物 前号に規定するもの以外の建築物（法第88条の工作物を含む。）をいう。
- (9)土地所有者等 土地、建築物及び工作物の所有者並びに建築物の所有を目的とする地上権、賃借権等を有する者をいう。

(適用範囲)

第3条 事業は、狭あい道路に接する敷地の後退用地及び角地の隅切り用地を道路に整備しようとする場合に、予算の範囲内で実施するものとする。

(事前協議)

第4条 前条の規定に基づいて道路を整備しようとする土地所有者等は、あらかじめ市長と山口市角地買取り事業事前協議書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して協議を行うものとする。

(1)付近見取図

(2)土地登記簿謄本

(3)公図の写し

(4)地積測量図

(5)現況写真

(6)その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、協議を受けた用地を道路に整備することが困難と認める場合は、協議を終了するものとする。

(土地所有者等の意思確認)

第5条 土地所有者等は、第4条第1項の協議が成立したときは、次の書類を市長に提出しなければならない。

ア 後退用地及び隅切り用地を山口市に譲渡することについての承諾書(様式第2号)

イ 印鑑登録証明書

ウ 後退用地内にある建築物及び工作物の撤去についての承諾書(様式第3号)

エ 抵当権等の抹消承諾書

(事業決定)

第6条 市長は、前条の書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業決定し、山口市角地買取り事業決定通知書(様式第4号)により速やかに土地所有者に通知するものとする。

(境界査定)

第7条 前条の規定により事業決定したときは、市長及び土地所有者等は、速やかに敷地の境界査定を行い、後退線を確定するものとする。

(狭あい道路のみに接している敷地の後退用地の寄附)

第8条 前条の境界査定が完了したときは、土地所有者等は寄附採納申出書(様式

第 5 号) を市長に提出し、寄附を受けることが適当と認めるときは寄附の受入れを決定し、寄附者に寄附受領書(様式第 6 号)を交付するものとする。

(角地の後退用地の買取り)

第 9 条 市長は、第 8 条の境界査定が完了したときは、角地の後退部分及び隅切り用地を当該土地所有者等から買い取るものとする。

(角地の後退用地の買取り単価の基準)

第 10 条 角地の後退用地及び隅切り用地を市が買い取る単価は、固定資産税評価額及び地価公示額を基準とし、市長が別に定める。

(後退用地の整備及び維持管理)

第 11 条 市長は、後退用地の買取りに伴う所要の手續が完了した後、後退用地及び隅切り用地を道路として整備し、市長及び土地所有者等は、その適正な維持管理に努めるものとする。

(後退標示杭の設置)

第 12 条 市長は、前条の規定により道路として整備する際、後退線及び隅切り用地と建築物の敷地との境界線に、後退標示杭又はこれに替わるものを設置するものとする。

(事業に関わる事務及び費用負担)

第 13 条 この事業に伴う測量、分筆、登記等に関する事務、道路の整備並びに角地の後退用地及び隅切り用地にある工作物の撤去は市が行い、これらに要する費用は市が負担するものとする。

(適用除外)

第 14 条 この要綱の規定は、公共事業等による事業計画がある道路に接する土地については適用しない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 12 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

山口市角地買取り事業事前協議書

年 月 日

山口市長

様

（代表者）

住 所

氏 名

印

電話番号

山口市角地買取り事業実施要綱第4条の規定に基づき、協議します。

道路の所在地	
道路の種類	<input type="checkbox"/> 公道 <input type="checkbox"/> 私道
道路の延長	m
道路の幅員	m
道路に接する敷地の数	戸
道路に接する敷地の所有者数	人

添付書類

- 1 付近見取図、土地登記簿謄本、公図の写し、地積測量図
- 2 現況写真
- 3 その他市長が必要と認めるもの

様式第2号（第5条関係）

後退用地及び隅切り用地を山口市に譲渡することについての承諾書

年 月 日

山口市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

私は、山口市角地買取り事業の趣旨を十分理解し、下記土地の後退用地及び隅切り用地を、山口市に譲渡することについて承諾します

記

1 敷地の所在地

2 敷地の所有者 住 所
氏 名

様式第3号（第5条関係）

後退用地内にある建築物及び工作物の撤去についての承諾書

年 月 日

山口市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

私は、山口市角地買取り事業の趣旨を十分に理解し、下記土地の後退用地内にある建築物、工作物、花壇、樹木、庭石、その他通行上障害となるものすべてを、山口市角地買取り事業実施要綱第7条の規定に基づく境界査定が完了した後、撤去することを承諾します。

記

1 敷地の所在地

2 敷地の所有者 住 所

氏 名

様式第4号（第6条関係）

山口市角地買取り事業決定通知書

第 号
年 月 日

様

山口市長 印

年 月 日付けで協議のあった山口市角地買取り事業については、
次のとおり決定したので通知します。

- 1 事業の場所
- 2 事業の期間

